

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月及び同年11月

私は、結婚後の昭和53年3月に国民年金に任意加入し、58年12月1日に厚生年金保険の被保険者になるまでの国民年金保険料を納付したが、申立期間が未加入期間とされ、申立期間の2か月分の保険料が還付されているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立人が昭和53年3月16日に国民年金の任意加入被保険者となり、58年10月31日に資格喪失していることが記録されている一方、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、同被保険者台帳の納付記録によれば、昭和58年9月までの保険料は3か月ごとに現年度納付されているのに対し、同年10月及び11月の保険料については、同年12月までの3か月分ではなく、当該2か月分のみが納付されていることが確認できることから、申立人は同年12月に入社した事業所での厚生年金保険の加入を見込んで、同年10月及び11月の保険料のみを現年度納付したものとみられる。

これに対し、同被保険者台帳には、昭和58年10月及び11月の保険料を納付した後の同年10月31日に資格喪失の届出を行い、厚生年金保険に加入した同年12月の約4か月後の59年3月15日に申立期間の保険料が還付決定されたこととなっており、不自然な記録となっている。

さらに、申立人が所持している年金手帳の国民年金の「被保険者でなくなった日」欄には「昭和58年11月30日」と記載され、同被保険者台帳の記録とは一致しない上、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者欄には、申立人が同年12月21日に扶養終了したとの記載が確認できることから、申立人が申立期間において任意加入被保険者としての資格を有する

とともに、被用者年金各法の被保険者期間との重複は無いことから、納付済であった申立期間の保険料を還付する理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和30年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年10月1日まで

私は、高校の紹介で、同級生と一緒に昭和30年4月1日にA株式会社B支店に入社し、6か月間勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録が無く、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に申立ての事業所に入社したとする高校の同級生は、「申立人とは同じ高校の同じクラスで、一緒に申立ての事業所に昭和30年4月1日に入社し、同じ業務の見習いの仕事をしていた。」としており、当該同級生については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録により、申立ての事業所で昭和30年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間において、申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が記憶する申立ての事業所の当時の支店長及び現場責任者については、A株式会社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認でき、いずれも資格喪失日は記載されていないが、オンライン記録には資格喪失日が記録されている上、支店長については同支店が本社に一括適用された後のA株式会社（本社）の被保険者名簿により同社B支店で資格喪失した後の加入記録が確認できるとともに、申立人が記憶する先輩については同社B支店の

被保険者名簿には記載は無いが、オンライン記録により加入記録が確認できるとともに、B支店で被保険者資格を喪失した後に同社本社の被保険者名簿に加入記録が確認できる。これらのことから、同社B支店の現存する被保険者名簿とは別に書き換え後の名簿が存在したことが推認できるが、その所在は確認できない。

さらに、申立人及び同級生が記載されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人と同級生は同一の記号番号*欄に記載され、次の記号番号*欄には記載が無く空欄となっており、同級生は記号番号*の欄の下段に「昭和30年6月1日資格取得」、申立人は同欄の上段に「同年12月1日資格取得」と記載され、同級生の備考欄には「重複払出により新番払出す*」と記載されており、同級生には新たな記号番号*が昭和52年12月ごろに払い出されていることが別の記号番号払出簿により確認できるが、前述の30年12月1日は、申立ての事業所の後に勤務した事業所の資格取得日の日付であることがオンライン記録から確認できる上、日本年金機構C事務センターは同払出簿が上記の記載となっていることについて、「空欄の*欄が申立人であったかはわからないが、空欄であることは不自然である。」と回答しており、社会保険事務所の記録管理に不備があった可能性がうかがわれる。

以上のことから、申立人は高校の同級生とともに申立ての事業所に同時に入社し、昭和30年6月1日を資格取得日とする申立人及び同級生の資格取得届が同時に社会保険事務所に提出され、記号番号が同級生(*)及び申立人(*)にそれぞれ払い出されたものの、厚生年金保険被保険者証を発行する際に、誤って申立人に記号番号*の被保険者証を交付したものと推測される。その後、申立人が申立ての事業所を退職した後の同年10月18日(雇用保険加入記録により確認)から勤務した事業所において、同年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際、申立人から記号番号*の被保険者証が提出され、その後、52年12月ごろに実施されたとみられる記号番号の重複調査の際に、記号番号*の重複が判明し、申立人については記号番号*で資格取得日が同年12月1日とされたため、申立人の申立ての事業所における30年6月1日の資格取得の記号番号*の加入記録が取り消される結果となったものと推認できる。

なお、申立人の供述及び申立人が申立ての事業所を退職後に勤務した事業所において雇用保険の被保険者となった日が昭和30年10月18日であることから、申立人は申立ての事業所を同年9月末日で退職したものと推定できる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和30年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立人の昭和30年6月1日から同年10月1日までの標準報酬月額は、申立人の同僚の厚生年金保険被保険者台帳の記録から4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、一部の期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和57年10月は18万円、同年11月から58年1月まで、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月、同年12月、59年2月及び同年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年10月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月7日から60年4月11日まで
私は、昭和53年9月にA事業所に正社員として入社し勤務していた。
ねんきん定期便では、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と違っており、保険料控除額も実際の額と違うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は総支給額から、申立期間のうち、昭和57年10月は18万円、同年11月から58年1月までの期間、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月及び同年7

月は 22 万円、同年 8 月は 20 万円、同年 9 月は 22 万円、同年 10 月、同年 12 月、59 年 2 月及び同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 20 万円、同年 7 月は 19 万円、同年 10 月は 22 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、給与支払明細書において確認できる総支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が長期にわたり一致していない上、事業主から提出された昭和 58 年及び 59 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された標準報酬月額とオンライン記録が一致していることから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる総支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる届出をしていることが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、総支給額又は保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていること、58 年 11 月、59 年 8 月、同年 12 月については、総支給額に見合う報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であること、58 年 2 月、59 年 1 月、同年 9 月、同年 11 月、60 年 1 月から同年 3 月までの期間については、総支給額に見合う報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額よりも低い額であることがそれぞれ確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間のうち、昭和 53 年 9 月から 57 年 8 月までについては、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、申立人から提出された昭和 58 年度の市民税県民税特別徴収税額通知書に記載された給与総額及び社会保険料額を検証したが、当該社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料の合計額とほぼ同額であることが確認できる上、各月の給与支給額及び控除された厚生年金保険料額は不明であり、申立ての事業所及び同僚も当該期間の賃金台帳、給与支払明細書等を保管していないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、91万7,000円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の91万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を91万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月27日

厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間の賞与から標準賞与額91万7,000円に基づく厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、記録では標準賞与額が91万円となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、91万7,000円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の91万円とされているが、申立ての事業所から提出された申立人に係る給与等支給明細書（賞与）及び賃金台帳により、申立人は、申立期間について、91万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標

準賞与額に係る記録を91万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤って標準賞与額を91万円として届け出たとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該賞与額（91万7,000円）に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から58年3月までの期間及び58年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月から58年3月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで

私は、申立期間当時、夫が経営するA社のB職として在籍していたが、国民年金に加入し、保険料の納付については会社の事務員が自分の給与から定期的に支払っていた。

申立期間①及び②について、未納とされていることに納得がいかないもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及び申立人の夫がそれぞれ昭和52年1月及び49年9月に国民年金に加入して以降、56年8月までの国民年金保険料については、申立人は6か月分、申立人の夫は10か月分の保険料は過年度納付しているものの、その他の期間については現年度納付していることが確認できる。

しかしながら、昭和56年9月から57年1月までの保険料は申立人及び申立人の夫の保険料は未納となっている上、申立人の夫は自らが経営する会社が厚生年金保険の適用事業所になった57年2月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同日から厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人の56年9月以降の未納期間については、申立人の夫が経営する会社に係る業務が多忙となり、国民年金保険料の納付が滞ることとなったものと推測される。

また、C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の夫が経営する会社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和57年2月1日にお

いて、申立人についても、いったん、同日に強制加入被保険者の資格を喪失していることが確認でき、その約7か月後の同年9月13日に、同年2月1日にさかのぼって任意加入被保険者として被保険者資格が変更処理されていることが確認できるところ、当初は申立人の夫の会社の厚生年金保険への加入を前提に国民年金の強制加入被保険者資格の喪失の申出を行ったものの、改めて国民年金に再加入することとしたため、被保険者資格を強制加入から任意加入に変更処理されたものと推測される。

さらに、C市の申立人に係る被保険者名簿には、昭和59年3月及び60年1月に、それぞれの時点における申立人の未納保険料に係る過年度納付書を申立人に送付した旨の記載があるとともに、C市が59年9月から60年3月にかけて実施した昭和59年度長期未納者調査においても申立人がその対象者となったことを示す記載が確認でき、これらの時期においても、申立人が申立期間に係る保険料を納付していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付について、申立人の夫が経営する会社の事務員が給与から定期的に納付していたと申し立てしているところ、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間①及び②の前後には現年度納付している実績があるものの、前述のC市の被保険者名簿の再三にわたる納付勧奨等の記載から判断して、申立期間においても保険料を定期的に納付していたとは考え難い。

これらのことから、申立期間①の保険料については、申立人の夫が経営する会社が厚生年金保険の適用事業所となり、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者となり国民年金保険料を納付する必要がなくなったことに伴い、申立人に係る国民年金保険料の納付が滞ったものとするのが自然である。

2 申立期間②については、申立期間②の直前の6か月分の保険料を納付したとみられる時期に、申立人の夫が体調を崩し、昭和59年11月から60年1月末まで健康保険傷病手当金が支給されていることが確認できるなど、生活上の変化も見受けられる上、申立人の昭和52年1月から61年3月までの保険料の納付が必要な国民年金加入期間のうち、申立期間①の56年9月から58年3月までの期間の申立人の国民年金保険料の現年度保険料に係るC市の再三にわたる納付勧奨・督促及び過年後保険料に係る納付書送付に対して当該保険料の納付の事実が確認できないことから、申立期間②についても、申立人は未納期間の保険料を積極的に納付する姿勢・意識が高かったものとは判断し難い。

これらのことを踏まえ、総合的に判断すると、申立期間②の保険料については、直前の6か月の保険料を納付した時期においては納付可能であったものの、納付漏れとなった可能性は否定できず、納付しなかったことが不自然とまでは言えない。

3 申立人は保険料の納付に直接関与していないとしており、申立期間①か

ら申立期間②までの期間の保険料の納付方法等について具体的な説明は得られず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫の経営する会社の事務員からも、当該期間に係る申立人の保険料の納付方法等についての具体的な説明は得られない。

このほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年4月から10年3月まで

私が平成9年1月末に会社を退職する際、会社が国民年金の加入手続をしてくれ、私の母親が同年2月に、さかのぼって保険料が納付できた7年2月及び3月の保険料を納付し、9年2月以降、12年11月に共済組合に加入するまでの期間の保険料を定期的に納付してくれていた。

申立期間が未納とされていることに納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、平成9年1月末に会社を退職する際に総務担当者が国民年金の加入手続を行い、年金手帳も当該担当者から手渡されたとしているところ、オンライン記録では、同社からの同年2月1日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失届が同年2月17日に処理されていることが確認できることから、国民年金の加入手続もこの時期に行われたものと推認される。

また、オンライン記録から、国民年金の加入手続が行われたとみられる平成9年2月ごろに、申立人が保険料を納付してくれていたとする申立人の母親が、納付可能であった7年2月及び3月の保険料を過年度納付し、9年2月及び3月の保険料を現年度納付するとともに、申立期間後の平成10年度の保険料は現年度納付し、11年度及び12年度の保険料は一括して前納していることが確認できる。

しかしながら、申立人の母親は、申立期間に係る保険料を「半年分か一年分という単位で納付していた。」と説明しているが、申立期間直後の平成10年度の保険料は3か月又は2か月ごとに納付していることが確認できること

から、申立期間についても同様に納付していたものとみられるところ、複数回にわたる納付記録が消失することは考え難い。

また、申立人は平成9年3月14日に実家のA市からB市に転入しており、B市において申立人の国民年金記録が作成されているところ、申立人は、「申立期間に係る納付書はB市から私の手元に届き、それをA市の実家に転送していたと思う。」としているが、B市の申立人に係る電算記録によれば、申立人の納付書の送付先に関しては「親元送付対象者」となっていることから、時期は特定できないが、納付書の親元への送付希望があり、納付書はA市の申立人の実家に直接送付されていたものとするのが自然である。

さらに、申立人及びその母親は「申立期間の保険料についての督促は受けていない。」としているが、現年度保険料が未納の場合は、B市役所からの催告等（ハガキ・封書・個別訪問）が行われるとともに、現年度保険料が未納のまま次年度に移行した場合には、社会保険事務所（当時）から過年度保険料に係る納付書が年度当初の6月ごろに送付されるなど、複数回にわたり、時期に応じた保険料未納に係る通知などの対策が講じられていたと推測される。

加えて、申立人については、平成7年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に、厚生年金保険の記号番号が払い出され、その後、基礎年金番号制度が発足した9年1月1日に同番号が基礎年金番号として付番され、申立人の国民年金加入期間については基礎年金番号で管理されていることを踏まえると、7年2月及び3月並びに9年2月及び3月の保険料の納付記録がある一方で、申立期間の保険料の納付記録の管理に誤りやそごが発生したとは考え難い。

このほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 29 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月から A 社で働いていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、未加入となっている。

当時の上司に電話したところ、「昭和 41 年 4 月か 5 月に入社し、1 か月の試用期間はあったが、試用期間の後には厚生年金保険に加入させたのではないか。」との回答を得たので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所から提出された「給料及び手当内訳（昭和 41 年 7 月～42 年 6 月）」によれば、申立人に昭和 41 年 7 月から給与が支給されていることから、申立人の入社時期は不明ながら、41 年 7 月には申立ての事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該「給料及び手当内訳」には給与支給額は記載されているものの、厚生年金保険料の控除額が記載されていないため、保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立ての事業所の事業主は、「申立人を見習従業員として採用した。見習従業員は、仕事の習熟度により見習期間を終了した後に厚生年金保険に加入させていた。」としており、申立人が記憶する申立ての事業所の当時の上司は、「申立人は昭和 41 年ごろにもう一人の同級生と同時に見習従業員として入社し、会社の 2 階に住み込みで働き、二人とも会社から定時制高校へ通学していた。また、見習従業員から正社員になった時期や、厚生年金保険料の控除を開始した時期については分からないが、この業界は従業員が定着しにくく、1 年か 2 年で退職していく者が多かったので、厚生年金保険には入社後すぐには加入させていなかったと思う。昭和 40 年代後半ごろからは、

採用して最初の給与を支給した後、社会保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立ての事業所での同僚に照会したところ、「昭和 33 年か 34 年に入社した。」としているが、同人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは約 2 年後の昭和 36 年 4 月となっており、申立ての事業所では見習期間においては厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

加えて、申立人が記憶する同僚については、前記の「給料及び手当内訳」に名前は無く、申立ての事業所のオンライン記録による被保険者名簿にも見当たらない上、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 39 年 5 月 11 日から 42 年 9 月 1 日までの資格取得者を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人及び同僚の当該原票も無い。

このほか、申立期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1669

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 20 日から 23 年 6 月 30 日まで
② 昭和 26 年 1 月 1 日から 27 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、A社又はその下請会社のB社かC社に勤務していた。

申立期間②について、D市のE事業所で働いていた。

昭和 27 年 3 月にF社に入社するまでの間は、無職の期間は無かったので、調査の上、記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は勤務していた事業所をA社又は下請会社のB社かC社としているが、A社の後継会社であるG社では、申立人の人事記録等の資料は無く、在籍が確認できないとしている上、申立期間①当時のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無い。

また、G社では、当時、B社又はC社と下請会社として契約していたかは不明であるとしている。

さらに、B社については、同一事業所名の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は確認できるが、当該事業所の事業主の名前は申立人が記憶する名前とは異なる上、当該被保険者名簿には申立人が記憶する事業主及び申立人の被保険者記録は無いことから、申立人が勤務したとする事業所とは異なるものと推認される一方、C社については、当該事業所名での厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

加えて、商業登記簿により、昭和 38 年 7 月に設立登記されたB社を確認できるが、役員の中に申立人が記憶する事業主の名前は無く、事業目的が異なる上、設立時期が申立期間後であることから、申立ての事業所とは異なるものと考えられる一方、C社については商業登記簿は無く、申立人が勤務したとする事業所は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、D市のE事業所で勤務していたと申し立てているが、E事業所の従業員については、昭和24年1月1日から26年6月30日までの間は、厚生年金保険の被保険者とされていたが、26年7月1日以降においては、一部の業務に使用される者については強制被保険者とならないとする取扱いがなされていたことから、申立期間のうち、26年7月以降は、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立期間のうち、昭和26年1月1日から同年6月30日までの期間について、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらない。

さらに、当時のE事業所を所管する国の機関に照会したが、申立ての事業所に係る申立人の在籍に係る関係資料は無く、確認できないとしている。

加えて、申立人が記憶する二人の同僚については、姓のみを記憶しているため特定することはできず、供述は得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

3 このほか、申立期間①及び②において、申立人が申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 21 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、A社の事業主の厚意で定時制の高校及び夜間の大学に6年間通学しながら、同社に昭和41年5月から勤務していた。

申立期間当時、A社の業務部門を分離独立することになり、昭和44年10月にB社が設立され、自分は同年12月ごろから事業主と二人で開業準備のためB社に勤務しており、45年1月には社員も増員され、同年4月に開業した。

申立期間は、A社又はB社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたのに、申立期間の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の離職日は昭和44年11月20日、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年12月21日、また、B社での雇用保険の資格取得日が45年1月1日であることから、申立人が申立期間及びその前後において、同じ事業主が経営するA社及びB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社及びB社の当時の事業主及びA社において社会保険事務を担当していたとみられる従業員は既に死去しており、B社が当時委託していたとする社会保険労務士も特定できず、申立期間に係る申立人の給与の支給実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立期間のうち、昭和44年12月21日から45年1月1日までの期間については、申立人のA社での雇用保険の離職日が44年11月20日であること、商業登記簿によればB社が設立されたのが同年10月7日であること、また、申立人は「昭和44年12月ごろから事業主と二人で開業準備のためB社に勤務していた。」と供述していることから、当該時期においては、申立

人はB社の開業準備に従事していたものとみられ、A社における給与の支払い及び同年11月分の厚生年金保険料の控除の関係でA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が給与の締め日の翌日の同年12月21日とされたものと推認される。

さらに、A社の申立期間当時の給与事務担当者は、「申立人がA社に在籍していた期間については、厚生年金保険料を控除していたことは記憶しているが、申立人がいつB社に移籍したのかは分からない。B社の給与事務等には関与していないので、申立人のことは分からない。」と説明し、他の関係者は、「B社の社会保険事務等は社会保険労務士に委託していた。」と供述している。これらの供述から、A社及びB社における給与関係事務及び社会保険関係事務はそれぞれ個別に行われていたことが推認でき、申立人については、A社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和44年12月21日以降については、その約10日後の45年1月1日にB社において雇用保険の被保険者となっていることから、同社の従業員として同年1月の給与が支給されたものと推認される。

加えて、申立期間のうち、昭和45年1月1日以降の期間については、B社は同年1月1日に雇用保険の適用事業所となり、申立人を含む5人が雇用保険の被保険者となっていることが確認できることから、この時点で、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものとみられるものの、従業員が5人となった同年1月1日から同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年4月1日までの期間において、申立人を含む5人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す賃金台帳、給与明細書等の関係資料等はない上、同僚からの供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 26 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 41 年 6 月 14 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月に、A社に入社し、38 年 10 月まで勤務しており、途中で会社を退職したり休んだりした記憶は無いのに、申立期間①の加入記録が無い。

また、昭和 41 年 6 月に友人の紹介で、B社に入社したが、資格取得日が同年 12 月 1 日とされ、申立期間②の加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は継続して申立ての事業所で勤務していたと主張している。

しかしながら、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同じ業務内容だったとする同僚が申立人と同日の昭和 37 年 5 月 26 日に被保険者資格を喪失しており、申立人と当該同僚の健康保険被保険者証が同年 6 月 6 日に同時に返却されていることが確認できる上、申立人と同僚の二人が被保険者資格を喪失した同年 5 月に被保険者資格を取得している者が二人いることが確認できる。

また、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 37 年 5 月に被保険者資格を取得している上記二人のうち一人は、38 年 7 月 1 日に資格喪失しているが、申立人が再度被保険者資格を喪失した同年 11 月 1 日の 1 か月後の 12 月 1 日に再度資格を取得していることが確認できることから、申し立ての事業所では従業員の退職又は休職等に伴う人員補充を行ったものとみられるところ、当時の同僚の一人は、「申立人は、申立期間①当時、休職していた。」と回答している。

さらに、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及びその前後における申立ての事業所の被保険者数を確認した

ところ、事業所全体で6人から7人で推移し、このうち申立人と同じ業務内容の者は4人から5人であることが推認でき、昭和36年から40年にかけて申立人と同じ業務内容である従業員の退職又は休職等に伴う人員補充が繰り返し行われていたことがうかがえる。

加えて、申立ての事業所は既に解散している上、当時の事業主も死亡しているため供述は得られず、当時の事業主の息子は「当時の資料は無いため、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除については不明である。」とし、申立人を記憶する同僚からも、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除についての具体的な供述は得られなかった。

- 2 申立期間②について、申立人を記憶する複数の同僚及び申立ての事業所の当時の事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立ての事業所は、申立期間後の昭和41年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが事業所番号等索引簿及びオンライン記録により確認できる上、申立ての事業所の設立前に同じ場所で同じ事業主が経営していたとするC社については厚生年金保険の適用事業所であったことを示す記録は見当たらない。

また、申立人が記憶する二人の同僚及び事業主も、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年12月1日に被保険者資格を取得しており、同僚の一人は、「適用事業所になってから保険料が控除されたと思う。」とし、事業主も「昭和41年9月にA社を設立し、同年12月に厚生年金保険の適用事業所になってから社員を加入させた。適用事業所になる以前は給与から保険料は控除していない。」としている。

- 3 このほか、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 31 日から 36 年 12 月 1 日まで

私は、知人の紹介で昭和 35 年に A 社に作業員として入社し、作業員や機械の運転手として 40 年 5 月まで勤務した。

ねんきん特別便では、申立期間の加入記録が無いが、この時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するような取扱いを受けた心当たりは無く、当時、健康保険証を所持し、近くの病院に通院していた。

昭和 35 年 10 月に正社員になって以降、継続して厚生年金保険料を控除されていたのに、申立期間の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立ての事業所における雇用保険の加入記録は、昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 16 日までとなっているため、申立期間における在籍が確認できないものの、申立人が記憶する同僚（先輩）及び申立期間に申立ての事業所で厚生年金保険の加入記録がある被保険者は、申立人が申立ての事業所の現場で作業に従事していたと供述していることから、申立人が申立期間において申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立ての事業所の従業員 47 人のうち、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和 35 年 12 月 31 日に申立人を含む 11 人の被保険者が資格を喪失しており、同年 12 月 16 日に被保険者資格を喪失している者も 2 人いることから、申立ての事業所においては、この時期に従業員の人員整理又は一部の従業員について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるなどの取扱いがなされたことが推認できる。申立期間に厚生年金保険の加入

記録がある同僚の一人は、「申立期間当時、人員整理があったように思う。」としている。

また、上記の昭和35年12月に被保険者資格を喪失した13人について、資格喪失後の状況を確認したところ、うち6人はその後の厚生年金保険の加入記録は確認できず、2人は他の事業所で厚生年金保険に加入しているが、申立人を含む5人は36年2月から37年6月までに申立ての事業所で再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立ての事業所の被保険者名簿には、申立人が資格を喪失した昭和35年12月31日に資格を喪失した者は、いずれも36年1月18日に健康保険証を返還していることが記録されている上、申立期間において被保険者資格を取得している者は2人のみであり、このうちの1人は前記の35年12月16日に被保険者資格を喪失した者であり、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い。

加えて、申立ての事業所の当時の事業主は既に死亡し、事務担当者は連絡先が不明であり、申立ての事業所は平成9年に解散しているため、当時の関係資料は無い上、前記の申立人と同時期に被保険者資格を喪失した12人は、いずれも死亡又は連絡先不明等により供述が得られず、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年ごろから37年ごろまで
② 昭和37年ごろから38年ごろまで

申立期間①については、A市で漁船のB丸に乗船し、作業に従事していた。船主はC社又はD社で、同級生が船長をしていた。

申立期間②については、船主や同僚は記憶に無いが、E丸に乗船していた。

船員手帳は、火災で焼失したが、申立期間に船員保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、F地方法務局G支局が管理する船舶登記により、申立ての船舶に類似する名称の漁船H丸の登記は確認できるが、当該船舶の所有者はI社とされているものの、当該I社での商業登記簿は見当たらない上、船員保険の適用事業所としての記録も無い。

また、申立人がB丸の船主であったとするC社については、その商業登記簿は見当たらず、船員保険の適用事業所としての記録は無く、D社については、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い上、当該事業所が船員保険の適用事業所であったことを示す記録は無い。

さらに、申立人が記憶する同級生の同僚は、「自分はB丸に船長として乗船しており、時期ははっきりしないが、申立人も乗船していたことは記憶している。しかし、自分の船員保険の加入記録は無い。申立人の船員保険の加入については分からないが、漁船は小型船であるため、乗組員には船員手帳は不要であり、船員保険に加入していなかったと思う。」と供述

しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態や船員保険の適用状況等について、確認することができない。

- 2 申立期間②について、J運輸局K運輸支局が保管する船舶原簿により、申立ての船舶に類似する名称のL丸が確認でき、船舶所有者はM社とされ、当該事業所は、その船員保険被保険者名簿により、昭和35年2月11日から40年6月30日までの期間について、船員保険の適用事業所であったことは確認できるが、申立期間における当該被保険者名簿に申立人の名前は無い。

また、M社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿によれば平成8年に解散しているため、当時の事業主及び役員等は不明であり、申立期間当時の状況が確認できない。

さらに、同社の船員保険被保険者名簿に記録のあるL丸の申立期間当時の乗組員は、「申立人のことは知らないが、当時は船長などの基幹要員以外はほとんどの人が船員手帳を持っておらず、作業員については、船員保険にはほとんどの人が加入していなかったと思う。自分も加入していない時期がある。」と供述しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態や船員保険の適用状況等について、確認することができない。

- 3 このほか、申立期間①及び②において船員保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月2日から23年6月1日まで

私の父(故人)は、昭和16年4月から27年10月までA社に継続して勤務しており、19年6月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が交付した在籍証明書から、申立人は、昭和16年4月1日から27年10月15日まで同社に継続して勤務し、申立期間を含む21年6月1日から27年10月15日まではB県内で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿は、事業所整理記号が「組C」と「組D」の2種類があり、「組C」の名簿は戦災により焼失した名簿を復元したものと推認されるが、当該名簿には、被保険者4人が記載され、その全員が昭和19年6月1日に資格を取得し、20年8月7日に資格を喪失しており、もう一方の戦後に作成された「組D」の名簿に記載されている最初の被保険者の資格取得日は23年6月1日となっており、申立ての事業所において、20年8月7日から23年5月末日までの厚生年金保険被保険者は一人も確認できない状況となっているところ、聴取した同僚の一人(昭和23年3月入社、23年6月1日資格取得)は、「私が申立ての事業所に入社した昭和23年に、上司の指示を受け、従業員の厚生年金保険の加入手続の届出書を社会保険事務所(当時)に持参したことを覚えている。この時、申立ての事業所は、いままで厚生年金保険に加入していなかったのかと

思った記憶がある。」と供述しており、このことは、「組D」の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人を含む35人の23年6月1日付けの資格取得の届出が事業主により行われたものと推認でき、事業主がこのような届出を行ったことは、それまで届け出ていなかったことを示すものと考えるのが自然である。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和21年3月1日から23年6月1日までに払い出された記号番号の記録を調査したが、申立ての事業所の従業員の記録は見当たらなかった。

さらに、申立ての事業所に係る厚生年金保険被保険者が一人も確認できない20年8月7日から23年5月末日までの期間において、仮に、申立ての事業所が資格得喪の届出及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を適切に行っていたとすれば、複数の届出機会があったことになるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格取得等の届出は行われていなかったものと考えられる。

加えて、申立ての事業所の整理記号が「組C」から「組D」に変わっていると、仮に、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所になったと推定される昭和19年6月1日から被保険者記録が無い23年5月末日まで継続して適用事業所であったとすれば、事業所整理記号を変更しなければならなかった事情は考え難く、事業所整理記号が変更されていることは、申立ての事業所が23年6月1日に従業員の厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間に厚生年金保険の適用事業所としての空白期間があったことがわかる。

そのほか、A社は、申立期間当時の申立ての事業所における厚生年金保険の適用状況や保険料控除の実態は不明であると回答しており、また、昭和21年3月に申立ての事業所に入社したとする同僚は、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からないと供述するなど、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

私の夫 (故人) は、A 社 B 支店に臨時職員として入社し、事務や荷物の集配の仕事に従事していた。ねんきん特別便により亡夫の厚生年金保険の加入記録を知り、同社に夫の勤務期間を確認したところ、勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間に相違があることが分かった。

申立期間当時に同社の同支店で社会保険事務を担当していた人から、「臨時職員も含めた従業員全員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と聞いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社が交付した在籍証明書から、申立人は、申立期間において申立ての事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社が保管する申立人に係る厚生年金保険の記録は、オンライン記録と一致する昭和 35 年 12 月 21 日の資格取得となっており、申立ての事業所は、「申立人が厚生年金保険に加入する以前の申立期間については、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立期間当時の複数の同僚への文書照会に対し、回答のあった 6 人について申立ての事業所に係る厚生年金保険の資格取得時期を見ると、厚生年金保険の未加入期間は無いとする者が 2 人いる一方、3 か月から 1 年 4 か月の未加入期間があるとする者が 4 人おり、申立ての事業所では、従業員について必ずしも入社後すぐに全員を厚生年金保険に加入させていたものではないことがうかがえる。

さらに、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に係る雇用保険の被保険者記録から、申立ての事業所は、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日を同一日として取り扱っていたとみられるところ、

申立人の申立ての事業所に係る雇用保険の被保険者資格の取得日は厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和 35 年 12 月 21 日となっていることが確認できる。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月3日から同年4月1日まで
② 昭和29年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和29年2月から同年5月末までA社B工場で勤務していたが、給与支払明細票では保険料が控除されているのに、同年4月の1か月だけが厚生年金保険加入期間となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

なお、申立期間を含む申立ての事業所に勤務していた期間の給与支払明細票を関連資料として提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与支払明細票により、申立人が、申立期間に申立ての事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立ての事業所が保管している厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届により、申立人が、昭和29年4月1日に被保険者資格を取得し、同年5月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、申立人から提出された給与支払明細票の控除欄の「健厚保」の区分欄には、昭和29年2月は96円、同年3月は200円、同年4月は120円、同年5月は420円と記載されているが、同年2月及び3月に控除されている保険料は、旧日雇労働者健康保険法（昭和28年11月1日施行、ただし、保険給付及び保険料に関する規定は29年1月15日施行）による日雇労働者健康保険の保険料（本人負担日額8円）に基づく額とほぼ一致しており、同年5月に控除されている保険料の420円は、同年4月分の厚生年金保険料120円とC健康保険組合の健康保険料300円の合計額であることが推認できる。

加えて、申立期間の加入記録が無いことについて、申立ての事業所で申立人とほぼ同様の加入記録となっている同僚の一人は、「自分も申立人と同じ時期に勤務していたが、昭和29年4月だけが厚生年金保険に加入した記録と

なっており、その前の2か月の加入記録が無い。」としており、申立ての事業所では、当時、臨時従業員については、勤務開始から2か月経過後から厚生年金保険及び健康保険組合に加入させ、当初の2か月間は日雇労働者健康保険の被保険者とさせる取扱いを行っていたことがうかがわれる。

さらに、申立ての事業所及び健康保険組合の現在の担当者に照会したが、いずれも、当時の臨時従業員の取扱いについては不明としており、申立ての事業所における当時の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1679

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 20 日から 47 年 1 月 4 日まで

申立期間の前に勤務した会社で一緒だった縁で、A社の当時の事業主の弟から会社を手伝ってほしいと誘われ、次の会社に就職するまで同社に勤務した。当時の社長から私の母あてに送付された手紙を所持しており、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する申立期間当時の事業主から申立人の母親あてに送付された手紙の内容等から、申立人が申立期間の一部（昭和 45 年 11 月 16 日から 46 年 11 月 30 日まで）において、申立ての事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた申立期間当時の同僚の一人は、申立ての事業所における厚生年金保険の加入記録が無い上、申立人は申立期間当時の申立ての事業所には 8 人の社員がいたと供述しているところ、申立期間における厚生年金保険被保険者は 5 人であることから、申立ての事業所は、必ずしも従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させていたものではなかったことがうかがわれる。

また、申立期間当時の同僚 4 人に照会したところ、一人は申立人の厚生年金保険のことまでは分からないと回答している一方、そのほかの同僚からは回答が得られなかった上、申立ての事業所の事業主は、「申立期間当時の資料は無く、厚生年金保険の事務は死亡した先代の事業主が行っていたので、申立人の厚生年金保険料の控除の実態は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

さらに、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の

名前は無く、申立期間に係る健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。